

筋電電動義手の購入・修理費用支給の流れ



※決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求ができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求はできません。